

市町村 DX 推進員業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

市町村 DX 推進員業務

2 業務の目的

福島県内の各市町村におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を加速させるため、高度な専門知見を有する外部の ICT 事業者（以下「受託者」という。）の支援を受ける。

本業務は、本庁、地方振興局、市町村間の連携を強化し、市町村が抱える個別課題の解決に向けた伴走型支援を行うことで、行政サービスの高度化、業務効率化、および住民利便性の向上を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

受託者は、県の指示に基づき、以下の支援業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

(1) 本庁における市町村 DX 業務支援（全県対象）

県デジタル変革課の指示に基づき、以下の支援を行う。

○連絡調整

本庁、市町村、各地方振興局間の円滑な情報共有および連絡調整。

○初動対応

市町村から寄せられる DX 関連の課題に対する初期ヒアリング及び分析。

○技術支援

業務効率化を目的としたデジタルツール（Excel マクロ、ノーコードツール等）の導入、作成支援および操作指導。

○専門官サポート

県が配置する「市町村 DX 推進専門官」との連携及び業務補助。

(2) 会津地方振興局における市町村 DX 業務支援（会津地域実証事業）

会津地方振興局企画商工部の指示に基づき、会津地域の市町村に特化した以下の支援を行う。

○連絡調整

本庁、市町村、会津地方振興局間の円滑な情報共有および連絡調整。

○福島県データ連携基盤のサービス展開

- ・市町村における福島県データ連携基盤の導入・活用に向けた取組の支援。
- ・ICT 関連企業が提供する行政サービス等に係る自治体向け勉強会の開催及

び導入に向けた調整等。

○会津大学等と連携した業務支援

会津大学等と連携して市町村から寄せられた DX 関連の課題解決を図る産学官連携による DX 推進事業の運営補助。

○研修支援

自治体 DX 担当職員向け研修等の企画・運営。

○その他

会津地域における DX 推進に資する関連業務。

5 業務実施体制

受託者は、本業務を遂行するために適切な能力を有する人員（以下「推進員」という。）を配置すること。

(1) 配置人員と稼働条件

○体制

最大 4 名（2 名×2 チーム）を構築可能な人員を確保すること。ただし、常時 4 名の稼働を義務付けるものではなく、県の要請に基づき柔軟に体制を変更できるものとする。

○勤務場所

原則として受託者の事業所等とする。

○現地派遣

市町村への訪問にあたっては、県の事前の承認を得ることとし、無断で業務支援や情報提供を行ってはならない。

(2) 想定工数（目安）

○市町村ヒアリング

市町村が抱える DX 現状・課題のヒアリングを行う。

工数：2 時間×30 団体（延べ数）＝60 時間×2 人

（1 団体あたり 2 時間程度、対面又はオンライン想定）

○現地派遣による支援

専門人材を派遣して、課題解決のための支援を行う。

工数：2 時間×15 団体×6 回＝180 時間×2 人

○関係各所との連絡調整

工数：1 時間×15 団体×12 回＝180 時間×1 人

○会津地域における市町村 DX 業務支援

工数：1.5 月×2 人

7 推進員の要件

推進員は以下①～③の要件を満たしていることが望ましい。

①DX に関する知見および自治体における類似の業務実績を有すること。

- ②市町村及び関係各所と交渉できるコミュニケーション能力を有すること。
- ③関連法令を遵守し、倫理観を持って業務を遂行できること。

6 報告及び成果物

○月次報告書

毎月の遂行状況および稼働実績を翌月指定日までに報告すること。

○実績報告書

委託期間終了後、全体の成果をまとめた報告書を提出する。

7 遵守事項

○守秘義務

業務上知り得た情報は、委託期間中および終了後も第三者に漏洩してはならない。

○権利侵害

第三者の知的財産権を侵害しないこと。万が一侵害した場合は受託者の責任で解決すること。

○協議

本仕様書に疑義が生じた場合、または業務内容に変更が生じる場合は、必ず書面をもって県と協議し合意を得ること。